

		4 前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の可否を決定し、新座市立集会所使用料減額・免除決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成17年7月1日設定（令和4年11月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成17年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）